

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（円）
①介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病を事由として寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）又は難病を事由として寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）又は難病を事由として自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は難病を事由として寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病を事由として下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	介護者が重度身体障害者又は難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	159,000

	訓練いす	療育手帳の程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障害2級以上の児童	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5	33,100
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童又は難病を事由として下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯するものとする。	8	159,200
②自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者若しくは難病を事由として、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000
	便器／（手すり）	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病を事由として常時介護を要する者	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450 （手すりをつけた場合 5,400）
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害3級以上の者	主体は木材（十分な強度を有するもの）か軽金属とする。付属に夜光材をつけることができる。	3	4,410
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うも	8	60,000

		のを除く。		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者、又は療育手帳・精神保健福祉手帳所持者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもので、スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されるもの	3	37,852
特殊便器	上肢障害2級以上の者又は難病を事由として上肢機能に障害を有する者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	159,000
火災警報器	障害等級2級以上の者又は難病疾患者（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500
自動消火器	障害等級2級以上の者又は難病疾患者（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700
電磁調理器	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	41,000
食事支援ロボット	両上肢又は体幹機能障害2級以上の者で、他の補助用具を用いてもひとりで食事ができないものであって本用具の操作を理解し、かつ、習得できるもの。ただし、医師の診断書及びアセスメントにより真に必要と認められる者に限る。	障害者等が容易に使用し得るもの	5	463,428

	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	10	70,000
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の者（聴覚障 害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯で日常生活上必 要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等 により知覚できるもの	10	87,400
③在宅 療養 等支 援用 具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自 己連続携行式腹膜灌流法 （CAPD）による透析療法 を行う者	透析液を加温し、一定温度 に保つもの	5	51,500
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害3級以上の 者若しくは同程度の身体障 害者又は難病を事由として 呼吸器機能に障害を有する 者であって、必要と認めら れる者	障害者等が容易に使用し得 るもの	5	36,000
	電気式たん吸 引器	呼吸器機能障害3級以上の 者若しくは同程度の身体障 害者又は難病を事由として 呼吸器機能に障害を有する 者であって、必要と認めら れる者	障害者等が容易に使用し得 るもの	5	56,400
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅酸素 療法を行う者	障害者等が容易に使用し得 るもの	10	17,000
	視覚障害者用 体温計（音声 式）	視覚障害2級以上の者（視 覚障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	5	9,000
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上の者（視 覚障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	5	18,000

	排痰補助装置	次のいずれにも該当する障害者等とする。 (1) 市内に居住し、在宅生活を送っている者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (3) 神経・筋疾患（慢性の神経系の難病（筋萎縮性側索硬化症（ALS）等）及び筋力低下をきたす筋疾患（筋ジストロフィー等）の総称をいう。）	介助者が障害者等の肺に貯留した分泌物を効果的に排出できる機能を有するものであって、容易に使用し得るもの	—	21,000 (レンタル料 1箇月当たり)
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病を事由として人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5	157,000
④情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上の者又は上肢機能障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトとする。	5	150,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体障害者であって、必要と認められる者）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6	383,500
	点字器（標準型）	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7	10,400
	点字器（携帯用）	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	7,200

点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音・再生）	視覚障害2級以上の者	音声等により操作ボタンを知覚又は確認ができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品又はDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	85,000
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用）	主に広報誌等の情報の入手を音声データによって得ている視覚障害3級又は4級の者	音声等により操作ボタンを知覚又は確認ができ、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	15,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	99,800
視覚障害者用地上デジタル波対応ラジオ	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるもの	6	29,000
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	印刷物等を画像入力装置の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8	198,000

	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10	13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	5	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置（文字放送デコーダー）	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6	80,000
	人工喉頭	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化する笛式か、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化する電動式とする。	5	72,203
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
⑤排泄管理支援用具	ストマ装具（消化器系）	直腸機能障害を有する者。ただし、在宅生活者に限らない。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、皮膚保護剤等を含む。	—	8,858 (1箇月当たり)

	ストマ装具 (尿路系)	ぼうこう機能障害を有する者。ただし、在宅生活者に限らない。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、皮膚保護剤等を含む。	—	11,639 (1箇月当たり)
	紙おむつ (尿取りパッド、おしり拭き)	ぼうこう又は直腸機能障害を有する者でストマ用装具の代用として必要とするもの、又は3歳以上の脳性麻痺等脳原性運動機能障害若しくは同等の状態にあることにより排尿や排便の意思表示が困難な者。ただし、他制度により紙おむつの給付を受けている者は除く。	障害者が容易に使用し得るもの(尿取りパッド、おしり拭きのみ)の給付は認めない。)。ただし、ストマ用装具の代用として必要とする者は、ストマ用装具の装着が、身体状況等により困難な場合に限る。	—	12,360 (1箇月当たり)
	収尿器	ぼうこう又は直腸機能障害を有する者	男性用は、採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付でラテックス製又はゴム製とする。女性用は、耐久性ゴム製採尿袋を有するものか、又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付とする。	1	8,755
⑥住宅 改修 費	居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)又は難病を事由として下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	障害者等の移動補助、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とし、手すり、扉の取替えなどで設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢、又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 基準額については消費税を含んだ額とする。